

## 令和3年竹田市農業委員会第11回総会議事録

1. 日 時 令和3年11月5日(金) 午後2時00分～午後2時27分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 13名

1番 後藤 善徳 2番 山村 徹 3番 長野 幸生 4番 和田 京子 5番 佐藤 隆幸  
6番 佐藤 博一 7番 首藤 徳子 8番 工藤 一美 9番 本郷 敦子 10番 麻生 章治  
11番 工藤 明秀 12番 釘宮 恒憲 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：衛藤和恵、次長：佐藤俊郎、管理係長：佐藤正子、農地係長：工藤裕崇

6. 議事

議案第74号 農用地利用集積計画の承認について～農地中間管理事業分	3件
議案第75号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について	3件
議案第76号 農用地利用集積計画の承認について	13件
議案第77号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について	3件
議案第78号 非農地証明について	5件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は13人で、定足数に達しています。

議長

ただいまから、令和3年竹田市農業委員会第11回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により運営いたしますので、ご了承願います。

それでは、審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、9番本郷敦子委員、10番麻生章治委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第22号について報告を申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が3件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第74号 農用地利用集積計画の承認について 農地中間管理事業分、3件

議案第75号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について、3件

議案第76号 農用地利用集積計画の承認について、13件

議案第77号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、3件

議案第78号 非農地証明について、5件

以上27件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第74号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第74号は、農地中間管理事業により土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものがあります。

1番の案件は、10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。2番の案件は、8年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。3番の案件は、使用貸借から賃貸借へ権利の設定を変更するものです。

議長

ただいま議案第74号について事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いですので質疑を終結いたします。

議案第74号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第74号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第75号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第75号の農用地利用配分計画案は、先程議案第74号で承認いただいた案件について、農地中間管理事業による貸貸借による権利の設定を大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

議案第75号の1番・2番・3番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

3番は、使用貸借から貸貸借へ権利設定の種類変更です。

議長

ただいま議案第75号について説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第75号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第75号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

議案第76号農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の貸貸借、再設定です。

2番・3番・4番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。6年間の貸貸借、再設定です。

5番・6番・7番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。8年5カ月間の賃貸借、新規設定です。

8番の借り手は〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、新規設定です。労力2人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

9番の借り手は〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。労力2人、稲作中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

10番の借り手は〇〇〇〇です。10年間の使用貸借、再設定です。労力2人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

11番の借り手は〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。労力1人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

12番・13番の借り手は〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。労力2人、稲作・畜産中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

この案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

ただいま事務局による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第76号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第76号の農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第77号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第77号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字入田字広田〇〇〇番、田1筆、面積1,454平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は9,345平方メートルで、下限面積要件を充たします。

議長

6番佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番 佐藤博一委員

議案第77号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター1台・耕うん機1台・田植機1台を所有しており、稲作・野菜中心の農家で、農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第77号の2番の案件は親子間の贈与です。

譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字太田字鑑園〇〇〇〇番外6筆、田7筆、合計面積6,845平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、6,845平方メートルであり、下限面積要件を充たします。

議長

6番佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番 佐藤博一委員

議案第77号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、耕うん機1台所有しており、稲作中心の農家で、農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第77号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町馬場字岩戸〇〇〇番外1筆、畑2筆、面積1,766平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、申請地と併せ4,518平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

1番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番 後藤善徳委員

議案第77号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター1台を所有しており、稲作・野菜中心の農家で、農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

ただいま議案第77号について担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第77号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第77号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第78号非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第78号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、竹田市大字玉来字火振〇〇〇〇番、登記地目田1筆、面積320平方メートルです。当該地に隣接する宅地に昭和52年4月に居宅を建築する際に、申請地にまたがって建設してしまい現況は宅地となっています。

始末書が添付されています。

議長

10番麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

1番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は宅地となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われ  
ます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第78号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市大字穴井迫字マツモト〇〇〇〇  
番外1筆、登記地目田2筆、合計面積1,685平方メートルです。当該地は、平成13年5月に亡き父が転  
用許可を取り仮設事務所及び資材置き場用地に転用し、現況は宅地・雑種地となっています。  
顛末書が添付されています。

議長

10番麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

2番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は宅地・雑種地となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われ  
ます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第78号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市大字小塚字仲原〇〇〇〇番、登記  
地目畑1筆、面積350平方メートルです。当該地は、昭和40年3月頃宅地に隣接した畑に庭木を植樹し、  
現況は宅地の一部となっています。  
顛末書が添付されています。

議長

9番本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

3番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は宅地の一部となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われ  
ます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、4番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第78号の4番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市久住町大字白丹字白丹町〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積1,077平方メートルです。当該地は、亡き祖母が管理していましたが、農道が狭くお寺の敷地を通らないと耕作できないため、平成13年頃から農地として管理できなくなり、現況は原野となっています。

顛末書が添付されています。

議長

12番釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番 釘宮恒憲委員

4番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われま

よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、5番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第78号の5番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市久住町大字栢木字山口〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積909平方メートルです。当該地は、1人で農業をしていた母が昭和56年頃に倒れてから管理ができなくなり、現況は原野となっています。

始末書が添付されています。

議長

12番釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番 釘宮恒憲委員

5番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われま

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長



ただいま議案第78号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。  
5番佐藤隆幸委員。

5番 佐藤隆幸委員

2番の案件で、平成13年に転用許可を取ったならそれでいいんじゃないですか。また、ここに出てくる理屈を教えてください。

事務局

登記地目が変更されてなかったので、今回非農地証明で対応するという事になりました。

議長

ほかにはないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第78号について非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第78号非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和3年竹田市農業委員会第11回総会を閉会いたします。

ご協力誠にありがとうございました。

(14時27分)

令和3年11月5日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....